

別紙様式 2

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 2 年度届出用)

担当者名	大谷
電話	0561-76-8995
FAX	0561-76-8996

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号※	
-----------------	--

※1 事業所の場合には記載すること

事業者・開設者 主たる事務所の所在地	フリガナ カブシキガイシヤコリアスリー 株式会社コアスリー
事業所等の名称	〒488-0021 愛知 尾張旭市狩宿町 4-41-1 横地ビル 2F 都・道 尾張旭市狩宿町 4-41-1 横地ビル 2F 府・県 府・県
事業所の所在地	都・道 別紙様式 2 (添付書類 1) のとおり 府・県 府・県
※複数数の事業所ごとに一括して作成する場合は、事業所等情報に「別紙様式 2 (添付書類 1) のとおり」と記載すること	フリガナ 名称 電話番号 0561-76-8995 FAX 番号 0561-76-8996 フリガナ 名称 イッポ IPPO 提供するサービス 提供サービス 放課後等デイサービス

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I II 区分なし)	
② 現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算 (I II III)	
③ 福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有 (福祉専門職員配置等加算 ・ 特定事業所加算)	取得無
④ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月	
⑤ 令和 2 年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額		270,000 円
⑥ 賃金改善の見込額 (i - ii)		400,000 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		5,680,000 円
ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		5,280,000 円
⑦ 経験・技能のある障害福祉人材 (㉠) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)		200,000 円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		5,680,000 円
iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		5,280,000 円
v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数		2 人
⑧ 【そのうち、月額 8 万円の改善又は改善後の賃金が年額 440 万円以上となる者 (見込数)】		0 人
他の障害福祉人材 (㉡) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)		0 円
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		23,868,168 円
vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		23,868,168 円
viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数		20 人
⑨ その他の職種 (㉢) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)		円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		円
x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数		0 人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)】		円

賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月
----------	-------------------------

※当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。終了期間は現行の処遇改善加算と同じにすること。

⑩ 賃金改善を行う賃金項目及び方法 ・賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等) ・賃金改善の実施時期や対象職員(一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること) なお⑩の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	① の基準設定は、経験年数 5 年以上の児童発達支援管理責任者とする。児童発達支援管理責任者に対し令和 3 年 3 月に 20 万円程度を一時金として支給する。 尚、月額 8 万円以上又は年額 440 万円以上であることに對しては、下記の理由により困難である。 ・小規模事業所のため加算額全額 ・職員全体の賃金水準が低く、直ちに一人の賃金を引き上げるのは困難である。
--	--